

豊見城市告示第104号

豊見城市特定創業支援等事業に関する証明書交付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に規定する認定特定創業支援等事業による支援に係る証明書の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定創業支援等事業計画 法第127条第1項の規定に基づき、市長が作成した創業支援等事業に関する事業計画であって、主務大臣の認定を受けたものをいう。
- (2) 特定創業支援等事業 法第2条第31項に規定する特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「規則」という。）第8条第1号から第4号までに規定する知識を全て習得できるように支援するものであって、創業を行おうとする者に対して継続的に行われる事業をいう。
- (3) 認定特定創業支援等事業 前号に規定する特定創業支援事業のうち、認定創業支援等事業計画に記載された事業をいう。
- (4) 認定連携創業支援等事業者 認定創業支援等事業計画において、市と連携して創業支援等事業を実施する市町村以外の者で、国から認定された事業者をいう。
- (5) 創業 法第2条第28項に規定する行為をいう。
- (6) 創業者 法第2条第29項に規定する者をいう。
- (7) 証明書 認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者に対して交付する規則第7条の規定により、当該支援を受けたことを市長が証する書面をいう。
- (8) 創業支援カルテ 創業を希望する者に係る業種、経営、財務、人材育成、販売方法等の認定特定支援等事業の受講状況等について記載し、作成したものをいう。

(証明書の交付対象者)

第3条 証明書の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者であって、次に掲げるいずれかの者
 - ア 創業前の者 事業を営んでいない個人
 - イ 創業後5年未満の者 事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人
- (2) 当該創業予定の事業等が公の秩序又は風俗を害するおそれがないものであることが明かな者
- (3) 暴力団員等（豊見城市暴力団排除条例（平成23年豊見城市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）でない者

(証明書の交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。

- (1) 認定特定創業支援等事業に係る個人情報の提供に関する同意書（様式第2号）
- (2) 認定連携創業支援等事業者が発行した証明の対象となる認定特定創業支援等事業による支援を実施したことを確認できる書類の写し
- (3) 前条第1号イに掲げる者については、税務署受付印が押印された開業届の写し

(4) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する申請の期限は、認定特定創業支援等事業による支援を最後に受けた日から起算して2年とする。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、内容を審査し、第3条各号の要件に該当し証明書の交付について適当であると認めるときは、当該申請書の証明欄に記名押印し、これを証明書として申請者に交付するものとする。

2 市長は、申請者が受けた支援の内容等証明書交付に必要な情報について、認定連携創業支援等事業者を確認することができる。

(証明書の有効期限)

第6条 証明書の有効期限は、次に掲げる日のいずれか早い日とする。

(1) 認定創業支援等事業計画の期間終了日

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第80条第2項の適用期限日

(3) 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過する日

(証明書の交付に係る手数料)

第7条 証明書の手数料は、豊見城市手数料条例(平成12年豊見城村条例第3号)第6条の規定により免除とする。

(創業支援カルテの作成、情報提供及び保存期間)

第8条 認定連携創業支援等事業者は、認定特定創業支援等事業による支援を修了した者について、速やかに創業支援カルテを作成するものとする。

2 創業支援カルテは、書面又は電子データにより作成するものとする。

3 認定連携創業支援等事業者は、創業支援カルテを市長に提供するものとする。

4 市長は、認定連携創業支援等事業者から提供された創業支援カルテの情報は、認定創業支援等事業計画に係る目的以外に使用しないものとし、個人情報については、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成14年豊見城市条例第35号)を遵守するとともに、個人の権利及び利益を侵害することがないように適切に取り扱うものとする。

5 認定連携創業支援等事業者は、第3項の規定によって提供する個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、個人の権利及び利益を侵害することがないように適切に取り扱うものとする。

6 市長及び認定連携創業支援等事業者は、創業支援カルテについて、創業者が認定特定創業支援等事業による支援を修了した日の属する年度の翌年度から5年間は、適切に保存するものとする。

(証明書の交付の取消し)

第9条 市長は、証明書の交付を受けた者が、虚偽その他不正の事実により証明書の交付を受けたと認められるときは、当該証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、交付された証明書を、直ちに市長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、証明書の交付手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。